

# 畑作物産地形成促進事業・コメ新市場開拓等促進事業(旧水田リノベーション事業)の概要

- 国産需要の高まる麦・大豆等の畑作物の生産拡大及び新市場開拓用米や加工用米などコメによる実需ニーズに応じた低コスト生産等の取組の推進等のため、水田リノベーション事業を発展的に再編し、令和4年度第2次補正予算において畑作物産地形成促進事業、令和5年当初予算においてコメ新市場開拓等促進事業を措置。
- 水田リノベーション事業と同様に、実需者との結びつきや低コスト生産等の取組の実施を要件としつつ、
  - ①畑作物産地形成促進事業では、令和6年度に畑地化に取り組む場合に0.5万円/10aの加算措置を追加。
  - ②コメ新市場開拓等促進事業では、今後の需要拡大が期待される米粉用米(パン・めん用の専用品種)を支援対象として追加。

## ■ 水田活用交付金・畑作物産地形成促進事業・コメ新市場開拓等促進事業の単価 (単位:10a当たり)

|                          | 対象品目          | 水田活用交付金<br>単価 | R3補正<br>水田リノベ事業<br>単価 | R4補正・R5当初<br>旧水田リノベ事業<br>単価             |
|--------------------------|---------------|---------------|-----------------------|---|
| R4補正<br>畑作物産地形成<br>促進事業  | 麦・大豆          | 3.5万円         | 4万円                   | 4万円*                                    |
|                          | 高収益作物         | —             |                       |   |
|                          | 子実用<br>とうもろこし | 3.5万円         |                       |   |
| R5当初<br>コメ新市場開拓等<br>促進事業 | 新市場開拓用米       | 2万円           | 4万円                   | 4万円                                     |
|                          | 加工用米          | 2万円           | 3万円                   | 3万円                                     |
|                          | <b>米粉用米</b>   | 5.5～10.5万円    | —                     | <b>9万円</b><br><small>(パン・めん用品種)</small> |

※R6年度に畑地化に取り組む場合は4.5万円

## ○ H28. 4 予算執行調査の開始

## ○ H28. 6 予算執行調査の結果公表

- ・ 現況として米の生産ができない農地や米以外の生産が継続している農地を、交付対象から除外すべき
- ・ そのため、除外すべき基準を明確で具体的なものとし、各協議会で厳正な運用が行われるようにすべき

畦畔  
(けいはん)



交付対象となっていた水田  
(畦畔はない)

## ○ H29. 1 H29年度における見直し

- ・ 交付対象水田から除く農地の基準を設定
    - ① 湛水設備（畦畔等）を有しない農地
    - ② 用水供給設備を有しない農地、又は、土地改良区内にあっては賦課金が支払われていない農地
- ⇒ 要綱に反映 (H29. 4月1日付け政策統括官通知)

## ○ R3. 12 R3. 12に決定した方針

- ・ 現行ルールの再徹底
- ・ 転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稻と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、今後5年間（R4～R8）に一度も水張が行われない農地は交付対象水田としない方針

## 交付対象水田の現行ルール

(要綱の抜粋)

### 1. 交付対象水田の整理・更新

地域農業再生協議会は、毎年7月1日現在で、水田活用直接支払交付金の交付対象とする農地（交付対象水田）を明確にした水田台帳等を整理する。

### 2. 交付対象水田の範囲

前年度に交付対象水田としたものから、以下に該当するものを除く。

- ・ 現況において非農地に転用された土地
- ・ 3年間連続して作物の作付けが行われていない農地
- ・ 畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けが困難な農地として、次にいずれかに該当するもの
  - ① たん水設備（畦畔等）を有しない農地
  - ② 用水供給設備（用水路等）を有しない農地

[令和3年12月に決定した方針]

・ 5年間に一度も水張り（水稻作付）※が行われていない農地

※ 「今後5年間に一度も水張り、すなわち水稻の作付けが行われない農地は交付の対象としない。」

(令和3年12月22日 (参)農林水産委員会において金子大臣答弁)

## 5年水張りルールの具体化

[令和4年秋に具体化された内容]

- ・ 5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としない

【目的】

- ・ 転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す
- ・ 水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促す

- ・ ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しない。

- ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とする。

- ・ 水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。
- ・ ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。

- ① 湛水管理を1か月以上行う
- ② 連作障害による収量低下が発生していない

※ 5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続。

# 飼料用米・米粉用米の支援に係る課題と対応方向

|      | 現行の支援  | 令和4年産<br>作付面積・生産量<br>(見込み) | (参考)<br>令和12年度<br>生産努力目標<br>(R2基本計画)                 | 課題と対応方向  |
|------|--|----------------------------|--|--|
| 飼料用米 | <p>収量に応じ<br/>5.5～10.5万円/10a</p> <p>・品種は、<br/>・一般品種（主食用）<br/>・多収品種<br/>のいずれも可</p> <p>・管理方式は、<br/>・区分管理<br/>・一括管理<br/>のいずれも可</p> | 14.2万ha<br>(約80万トン)        | 9.7万ha<br>(70万トン)<br><br>R4年産での達成率<br>146%<br>(109%) | <ul style="list-style-type: none"> <li>多収品種は、限られた面積の中で、より多くの収量を上げることにより、飼料自給率の向上に寄与（平成26年産～）</li> <li>一般品種は、需給動向次第で主食用米に戻りやすく、転換後の定着性が低い</li> <li>より定着性の高い麦・大豆から取り組みやすい飼料用米に転換を進める産地もあるなど、これまでの産地づくりの努力が後退</li> <li>需給動向次第で供給量が増減するため、実需者への安定供給に影響</li> <li>基本計画における令和12年度目標を既に達成しており、作物間のバランスを確保する必要。</li> </ul> <p>⇒主食用米への回帰を防ぎつつ、多収品種を基本とする本来の支援体系への転換を検討</p> |
| 米粉用米 |  | 0.8万ha<br>(約5万トン)          | 2.3万ha<br>(13万トン)<br><br>R4年産での達成率<br>37%<br>(35%)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>作付面積拡大による生産量増加に加え、実需者のニーズに合った品種の生産等を重点的に支援していくことが必要</li> </ul> <p>⇒専用品種等による需要に応じた生産を重点的に支援する、新たな支援体系を検討</p>   |

それぞれの課題に対応した支援のあり方を検討

※令和4年産作付状況・生産量（見込み）は、令和4年産の水田における作付意向に令和4年産の水稻の平年単収（536kg/10a）を乗じて算出。

# 種子の増産スケジュール(飼料用米の多収品種)

- R4年産の飼料用米は、すでに多くが粃摺りを終了しており、今から種子としての転用※は困難。このため、R5年産の飼料用米について、多収品種を前提とする場合、種子が不足。
- R6年産については、早期に種子への転用を行うことで、基本的に多収品種での生産が可能。
- この際、円滑な種子転用に必要な話し合いや、発芽試験に係る経費等の支援を検討。

※ 種子の転用とは、飼料原料向けなど種子以外のために生産した収穫物(粃)を、発芽試験等の品質の確認を行った上で、県種子協会等が翌年産のは種用に仕向ける「転用種子」とすること。

